

1 補助事業の概要

災害公営住宅等への入居に伴う新たな地域コミュニティ活動等に要する経費について、これを行う自治会等に対して補助金を交付します。

1-1 制度の見直しに伴う主な変更点

本補助金は、令和7年度で終了予定のところ、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、一定期間延長することとなりました。

延長にあたって、補助制度終了後も持続可能な取組を促すため、制度の見直しを行っています。主な変更点は以下のとおりです。

• 補助対象者	新規申請は令和7年度で終了しました。
• 補助対象事業	人間関係づくりなど、本事業の目的に対してより効果が見込まれる事業・取組に限定されます。
• 補助対象経費	補助対象となる経費が限定されます。 • 謝礼、景品・記念品は対象外 • 食糧費は茶菓代・食材費のみに限定し、上限額を変更 • 物品、備品、委託費は上限額を設定
• 補助限度額	世帯数毎の補助限度額が一律で引き下げとなります。
• 補助率	申請3年目未満の補助率を10/10から2/3へ引き下げとなります。
• 概算払い	支払上限を1回(交付決定額の5割)に引き下げとなります。
• 事業実施期間	令和9年1月31日までとなります。

1-2 補助対象者

令和7年度までに本補助金により補助事業を実施している以下の団体
(申請2~5年目の団体)

- ①災害公営住宅等に新たに設立された自治会等の住民団体
- ②災害公営住宅等の住民の受け入れ先となった既存の自治会等の住民団体

「災害公営住宅等」とは、以下の4つの復興事業となります。

- ①災害公営住宅整備事業
- ②防災集団移転促進事業
- ③復興土地区画整理事業
- ④漁業集落防災機能強化事業



1-3 補助金額

		補助下限額	補助上限額		
			100世帯未満 (50万円)	101~200世帯 (75万円)	201世帯以上 (100万円)
申請年数 (補助率)	2~3年目 (補助率 2/3)	100,000円	333,000円	500,000円	666,000円
	4年目 (補助率 1/2)	無し	250,000円	375,000円	500,000円
	5年目 (補助率 1/3)	無し	166,000円	250,000円	333,000円

※補助上限額の世帯数は、4つの復興事業で入居又は転居された住民の世帯数です。

※補助上限額=世帯数に応じた()書きの金額×申請年数に応じた補助率(千円未満の端数切り捨て)

※表の補助上限額は目安です。補助金額は審査により減額となる場合があります。

1-4 補助事業全体の流れ

